

委員会提出第2号議案

豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月25日提出

豊岡市議会議長 木谷敏勝様

提出者 豊岡市議会議会運営委員会
委員長 福田嗣久

(理由)

令和4年6月に支給する議員の期末手当の特例措置を定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成17年豊岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、 222.5 分の 15 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月の実際の期末手当支給額と、令和3年12月の期末手当が豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の改正に伴い、支給率等の改定が行われた場合の当該期末手当の額との差額を、令和4年6月に支給する期末手当の額から減じて支給すること。(附則第3項関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）</u></p> <p>3 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。</u></p>